

自転車通学

吹田高校PTA(保護者)から吹高生のキミたちへ

通学路
の場合

サイコウ生とし



サイコウ
サイコウ!!

歩行者専用
歩行者だけが通行できる専用道路
通りたい時は自転車から降りて歩いて歩くこと



制作・発行:

吹高PTA

楽しもう!

急いでいるのは自分だけじゃない!

走り慣れたいつもの通学路?客観的目線でじっくり見てみよう!

毎朝毎日の通学路



なんだ!なんだ!
横いっぱい広がってえ~
左によって走らないと
前から来る人がビビるでしょ!

できるだけ
左に寄って走行してね!

ぜったいやせる! 売店の抜け道



キミたちと会社員と
営業車とケアサービスと
犬の散歩とごっちゃんに
混雑するいつもの道



学校側だし、歩道は狭い...という気持ちは
分かるけど、左レーンを一列で走行しようね!

MARUYASUまでの通学路

先生の前だけ
ルールを守っても
ダメだからね!



毎朝、ご苦労さまです(Pより)



はみ出しは
超お危ねえー!



ここは歩行者優先の...
あっ、降りなあかん!

歩行者専用道路
自転車は降りて押さないと歩行者にならないよ

ここはS字カーブで見通しも悪い!
スピード落として気持ちにもブレーキ!

名神からの下り坂付近



10分早く家を出ると
混雑しなくていいのに。
焦らずしっかり注意!

毎日見ているいつもの道。
写真になると雰囲気が違う?

極小踏切だけど
通行が多い場所
気をつけてね。



阪急吹田駅付近



ここは狭いね...

これはキミたちじゃ
ないけど...ついつい。
でもレッドカードね。



高槻京都線は
毎日の交通量も多い

バス待ちの人や
特に幼稚園バスを待つ
園児には気をつけて!



おはよう

駐輪場の管理員さんに 聞いてみた



PTA: 吹田高校生の自転車を預かっていただいているが、吹高生の自転車マナーはいかがだろうか?

管理員: 毎日の挨拶はキッチリと対応してくれているので、とっても気持ちがいいですよ! 元気があって良いです。

PTA: ありがとうございます。ちょっと心配していましたが(苦笑)。何かありましたらお聞かせ頂けませんか?

管理員: 言いにくいのですが、自転車の止め方をもう少しキチンと駐輪してもらおうと私たち管理員も助かるんですが...

PTA: す、すみません、お手数おかけしております(苦笑)

PTA あいさつ: 100点
評価 駐輪マナー: 40点(赤点ギリギリ)

通学路の工事警備員さんに 聞いてみた

PTA: おはようございます。この道は高校生とか学生の通行状況はどうですか?

警備員: 毎日、けっこう通りますよ。
PTA: 吹田高校生か? どうかの区別はつかないと思いますが(笑)、通行している学生全般としてのマナーはどうでしょうか?



警備員: 今のところ目に余る行為はないようですね! おはようございます! と元よく挨拶してくれる子も多いですよ(笑)

PTA: そうですか? 今後とも通学生を宜しくお願ひいたします。

PTA あいさつ: 80点
評価 走行: 70点(他校生あわせ)

地域の幼稚園の先生に 聞いてみた

PTA: 毎朝の登園と高校生と一緒にになると

と思いますが、走行マナーはどうでしょうか?
園長先生: 登校ぎりぎりなのでしょうね? たくさんの学生さんたちがまとまって走行していますが、今のところ何事もありませんよ。吹高生か? 他

校生か? 分かりませんが、幼稚園のお母さんから「ヒヤッ! としたことはある」と聞いています。

PTA: 他に何かございますでしょうか?
園長先生: これも何処の生徒か分かりませんが、下校時にジュースや食べ物のゴミを自転車からポイ捨てされ、園児がそれをおもちゃにするところがあるので、その辺のご指導いただけたらありがたいです...

PTA: ポイ捨ては大人も気をつけます。

PTA 走行: 65点
評価 ポイ捨て: 50点(他校生もいるので)

お世話になっている
地域の方に聞いてみた
PTA: 吹田高校は場所的に自転車での登校が多く、地域の方々には大変お世話になって



本部

自転車は車道が原則！ 左端を一行で走行

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければなりません。また道路の左端に寄って一行で走行しましょう。これは法律だけの問題じゃなく、並んで走ると、他の人の通行の邪魔にもなるし、車が横を過ぎる時に並んで走るキミの自転車をひっかけて事故になってしまったら、取り返しがつきません。自分の命を守るため、車を運転する人を加害者にさせないため、みんながツライ思いをしないため、ルールを守って走行しよう！



歩道を走行する場合
道路側に寄る



調べてみよう

通行区分

「道路交通法第17条第1項」
左寄り通行等
「道路交通法第18条第1項」
軽車両の路側帯通行
「道路交通法第17条の2」

標識がなくても歩道を
走れる自転車は…

- ①13歳未満の子ども
- ②70歳以上の高齢者
- ③身体の不自由なひと



調べてみよう

調べてみよう